

性の多様性に関する今後の取組について

男女の別だけではない多様な性のあり方を認め合い、性的マイノリティの方々が、自分らしく生きることができる社会の実現に向け、今後の取組を検討しています。

1 性の多様性に関する取組の検討について

性の多様性に関する取組の全体像を示す「取組方針」を令和4年度中に決定し、令和5年度以降に当該方針に沿った具体的な取組を進めていくことを検討しています。

当該方針には、「取組の方向性」として次の2項目を定める予定としています。

【取組の方向性】

- (1) 様々な場面での困難や生きづらさを抱えている性的マイノリティの当事者に対する支援
- (2) 性の多様性を理解し、一人ひとりの人権と個性を尊重した社会を目指すため、性的マイノリティの当事者を取り巻く周囲の方々に対する啓発

《他自治体における主な具体的な取組》

【当事者に対する支援】

- ・性的マイノリティ専用電話相談の実施
- ・パートナーシップ制度（ファミリーシップ制度）の導入
- ・行政文書に係る性別記載欄の見直し

など

【当事者を取り巻く周囲の方々に対する啓発】

- ・市職員を対象とする研修の実施
- ・市民等を対象とする講演会等の実施
- ・啓発リーフレット等の作成・配布

など

2 (仮称) パートナースhip制度の検討について

「当事者に対する支援」の具体的な取組に位置付けられる「(仮称) パートナースhip制度の導入」について検討しています。

《導入済自治体の主な制度の違い》

1 対象者の要件	【SOGIE について】 ①一方又は双方が性的マイノリティである ②SOGIE を問わない
	【居住地について】 ①一方又は双方が自治体内に住所を有する（転入予定を含む） ②一方又は双方が自治体内に住所を有する ③双方が自治体内に住所を有する
	【双方の関係性について】 ①婚姻をすることができない関係でない（養子縁組による場合を除く） ②婚姻をすることができない関係でない（養子縁組を解消した場合を除く） ③婚姻をすることができない関係でない
2 対象範囲	【交付書類に記載できる関係性について】 ①パートナーシップ関係にある者の子又は親を含む ②パートナーシップ関係にある者の子を含む ③パートナーシップ関係にある者の子（未成年）を含む ④パートナーシップ関係にある2人のみ
3 交付書類	【様式について】 ①カードのみ ②証明書（A4サイズ）とカード ③申請書（届出書）の写し（A4サイズ）とカード
4 手続	【手続の流れについて】 ①窓口で1回は行く必要がある （例）窓口で必要書類の提出→即日交付 郵送で必要書類の提出→後日、窓口で交付 ②窓口で2回は行く必要がある （例）窓口で必要書類の提出→後日、窓口で交付 ③窓口に行く必要はない（全てオンライン手続）
	【窓口対応時間について】 ①事前予約により開庁時間外でも窓口対応可 ②窓口対応は開庁時間のみ ③365日24時間必要書類の提出可（交付は後日）